

平成 18 年 6 月 14 日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目16番4号

[登記上の本店所在地 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号]

東京産業株式会社

取締役社長 平野 章

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。
さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから
ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討下
さいまして同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印の上、折
返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区港南二丁目16番4号
当社本社(品川三菱ビル9階)
(最終ページの会場ご案内図をご参照下さい。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第96期(自平成17年4月1日至平成18年3月31日) 営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
2. 第96期(自平成17年4月1日至平成18年3月31日) 連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 第96期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」(27頁から39頁まで)に記載のとおりであります。
第3号議案 補欠監査役2名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

〇当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(自 平成17年4月1日)
(至 平成18年3月31日)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度における我国経済は企業収益の好調を受け、期初予想された規模を上回る設備投資の増加、雇用の改善による個人消費の伸長により、景気拡大基調で推移いたし、金融政策の正常化などデフレ脱却への動きも鮮明となりました。しかしながら、原油を始め、原材料価格の高騰は止まらず、先行きの不透明感が払拭できぬ状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く環境も、国内の民間設備投資、中国・東南アジア向けの自動車・IT関連の設備投資の好調に支えられ、産業設備関連部門は順調であったものの、電力自由化、原油の高騰による電力業界の設備投資抑制、国内の公共投資予算の抑制による過当競争と案件の小型化などにより、エネルギー関連部門、社会環境関連部門は厳しい状況で推移いたしました。

この様な状況下、当社グループは積極的に営業活動を展開いたしましたが、成約高では社会環境関連部門の新設プラント、橋梁等の受注減少により、前期対比20,323百万円(11.9%)減少の150,950百万円となりました。売上高につきましてもエネルギー関連部門、社会環境関連部門の大口案件の減少により、前期対比8,146百万円(4.3%)減少の181,192百万円となりましたが、売上総利益におきましては比較的粗利益率の高い産業設備関連部門の売上伸長により前期対比327百万円(5.7%)増加の6,018百万円となりました。

また、販売費及び一般管理費につきましては削減に努めましたが、産業設備関連部門の海外取引拡大による旅費・交通費の増加などにより、前期対比64百万円(1.3%)増加の4,893百万円となりました。この結果、営業利益は前期対比196百万円(22.4%)増加の1,071百万円となり、資金運用状況の改善や投資先からの受取配当金の増加もあって、経常利益は前期対比221百万円(21.8%)増加の1,235百万円、当期純利益は前期対比126百万円(24.8%)増加の638百万円となりました。

部門別の状況は次のとおりです。

エネルギー関連部門

当部門の主な顧客先である電力事業各社は電力自由化による電力料金の値下げ、原油価格の高騰により、設備投資、修繕費が大幅に削減されており、当部門の主力である火力、水力発電プラントのメンテナンス工事の業績は厳しい状況で推移いたしました。このような状況下、成約高では大口の火力発電プラントの受注により80,756百万円と前期に比べ7,358百万円（10.0%）の増加になりましたが、売上高では、83,826百万円と前期に比べ、13,077百万円（13.5%）の減少となりました。

社会環境関連部門

各自治体の市町村合併問題による計画延期、財政難等から、ごみ処理設備など環境装置の新規案件は少ない上に、小型化し、当部門の主力取扱商品である大型ごみ焼却炉・汚泥再生設備の業績は厳しい状況で推移いたしました。また、橋梁等鉄構関連の落ち込みもあって、成約高は前期に比べ26,572百万円（55.7%）減少の21,159百万円となり、売上高につきましても、43,321百万円と前期に比べ、11,491百万円（21.0%）といずれも大幅な減少となりました。

産業設備関連部門

高機能フィルム製造設備、中国・東南アジア向け工作機械関連の業績は順調であったものの、大口の成約案件が少なく、成約高は49,034百万円と前期に比べ1,109百万円（2.2%）の減少となりましたが、売上高は中国向け自動車関連工作機械、液晶用フィルム製造設備等、大口案件の売上計上により、前期に比べ16,422百万円（43.7%）増加の54,044百万円となりました。

部門別売上高とその構成比は次のとおりです。

（単位 百万円）

部 門 別	平成16年度 第95期		平成17年度 第96期(当期)		増 減
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
エネルギー関連部門	96,904	51.2 %	83,826	46.3 %	△13,077
社会環境関連部門	54,813	28.9	43,321	23.9	△11,491
産業設備関連部門	37,621	19.9	54,044	29.8	16,422
合 計	189,339	100.0	181,192	100.0	△ 8,146

(2) 企業集団の資金調達状況

記載すべき事項はありません。

(3) 企業集団の設備投資状況

当連結会計年度の設備投資額は114百万円であります。内容はレンタル用建設機械など機械装置の更新にかかるものが主であります。この資金につきましては自己資金を充当しております。

2. 企業集団が対処すべき課題

エネルギー関連部門においては、主要取引先である国内各電力事業会社は、各社ともに電力料金の自由化、原油高により、一層のコスト削減を進めており、当部門の主要営業分野である発電設備のメンテナンスにおいては、厳しい営業環境が続くことが必至であることから、従来からの現場密着・提案型営業をより木目細かく推し進め、環境対策など発電設備の周辺需要の掘り起こしに努めるとともに、風車発電、太陽光事業、バイオマス発電など環境関連、新エネルギー関連機器の拡販をメーカーと一体となって進めてまいります。また、低迷の続く社会環境関連部門においても、部門の再編を進め、新規に開拓した省エネ、CO₂削減関連商品の拡販に注力してまいります。産業設備関連部門においては、現在取り進めている上海事務所の法人化、タイ事務所の設立をはじめ、拠点の整備・充実により、東南アジア、中国向け工作機械の拡販を強力に推し進めるほか、バイオマスボイラー、インクジェット応用商品群、ライフライン関連商品、新たに全国展開を始め、実績をあげているグラスライニング関連商品など、新しい商品、商権の拡販育成に努めてまいります。

また、一方で、一層のコストダウンや不採算部門の構造改革を進め、経営資源の最適配分を図り、経営効率化に不断の努力をしております。

同時に、内部統制システム構築の基本方針に則り、公正で透明性の高い経営を目指し、コンプライアンス徹底を含めたチェック機能とリスク管理能力を強化していく所存であります。株主の皆様におかれましては今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

3. 営業成績及び財産の状況の推移

(1) 企業集団の損益及び財産の状況の推移

(単位 百万円)

区 分	平成14年度 第93期	平成15年度 第94期	平成16年度 第95期	平成17年度 第96期(当期)
成 約 高	—	206,857	171,274	150,950
売 上 高	—	190,654	189,339	181,192
経 常 利 益	—	796	1,014	1,235
当 期 純 利 益	—	355	511	638
	円	円	円	円
1株当たり当期純利益	—	11.93	17.56	22.38
総 資 産	—	32,401	32,971	38,271
純 資 産	—	14,288	14,700	16,411
	円	円	円	円
1株当たり純資産	—	529.23	544.67	608.75

- (注) 1. 1株当たり当期純利益の算出は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数によっております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 当社は第95期から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。従いまして、第94期の数値につきましては、同条第3項に規定する監査役及び会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものであります。また、第94期より連結決算を行っておりますので、第93期については記載しておりません。

(2) 当社の損益及び財産の状況の推移

(単位 百万円)

区 分	平成14年度 第93期	平成15年度 第94期	平成16年度 第95期	平成17年度 第96期(当期)
成 約 高	185,320	206,359	170,845	150,388
売 上 高	207,733	190,156	188,910	180,630
経 常 利 益	1,049	758	944	1,230
当 期 純 利 益	613	325	476	630
	円	円	円	円
1株当たり当期純利益	20.67	10.98	16.40	22.13
総 資 産	31,179	31,779	32,433	37,796
純 資 産	13,766	14,222	14,603	16,310
	円	円	円	円
1株当たり純資産	509.21	526.94	541.19	605.01

(注) 1株当たり当期純利益の算出は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数によっております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

4. 企業集団及び会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社の企業集団は当社、子法人等5社及び関連会社2社で構成され、エネルギー関連向けの電力機械、社会環境関連向けの環境衛生施設、鉄構製品及び産業設備関連向けの化学機械、船舶並びに舶用機械、建設機械、工作機械、産業用ロボット等電子機器、空調機器、工具その他、各種機械の国内販売及び貿易取引を主な内容とし、更に各事業に関連するサービス、不動産の賃貸・管理・仲介、産業廃棄物処理等の事業活動を展開しております。

(2) 企業集団の主要な営業所

1. 当社

営業所名	所在地	営業所名	所在地
本社	東京都港区	福岡支店	福岡市中央区
仙台支店	仙台市青葉区	長崎支店	長崎市
名古屋支店	名古屋市中区	台北支店	台北市
大阪支店	大阪市西区	上海駐在員	上海市
札幌支店	札幌市中央区	瀋陽駐在員	瀋陽市
新潟支店	新潟市	シンガポール駐在員	シンガポール
静岡支店	富士市	ジャカルタ駐在員	ジャカルタ
神戸支店	神戸市中央区		
広島支店	広島市中区		

2. 重要な子法人等

会社名	所在地
鈴鹿建機株式会社	鈴鹿市
東菱アット株式会社	東京都墨田区

(3) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 63,400,000株
- ② 発行済株式の総数 28,678,486株
- ③ 自己株式の取得、処分等及び保有
- i. 取得株式
- 普通株式 17,130株
- 取得価額の総額 7,599千円
- ii. 処分株式
- 該当事項ありません。
- iii. 決算期における保有株式
- 普通株式 1,776,800株
- ④ 株 主 数 5,324名
- ⑤ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率	当社の当該株主に対する出資の状況	
			持 株 数	出 資 比 率
	千株	%	千株	%
三 菱 重 工 業 (株)	3,913	13.65	408	0.01
三 菱 商 事 (株)	3,849	13.42	379	0.02
三 菱 電 機 (株)	1,026	3.58	101	0.00
日本マスタートラスト 信託銀行(株)信託口	881	3.07	—	—
(株)三菱東京UFJ銀行	641	2.24	—	—
明治安田生命保険(株)	531	1.85	—	—
ユービーエスエイジー ロンドンアジアエクイティーズ	526	1.84	—	—

- (注) 1. 当社は自己株式を1,776千株保有していますが、上記大株主からは除外しております。
2. 当社は、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ（(株)三菱東京UFJ銀行は同社の完全子会社）の株式を391.66株（出資比率0.00%）保有しております。

(4) 企業集団及び当社の従業員の状況

1. 企業集団の従業員の状況

事業部門別	従業員数(名)	前期末比較増減(名)
エネルギー関連部門	72	△3
社会環境関連部門	33	△2
産業設備関連部門	151	11
全社(共通)	45	—
計	301	6

(注) 1. 従業員数は就業員数であります。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

2. 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
270名	4名増加	42.1歳	18.4年

(注) 従業員数は就業員数であります。

(5) 企業結合の状況

1. 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
鈴鹿建機(株)	60.0	65.0	建設機械の販売、賃貸、修理
東菱アット(株)	20.0	82.5	DVD等メディア検査機製造

2. 企業結合の経過及び成果

当連結会計年度において、連結子法人等の異動はありません。当社の連結子法人等は上記1.の重要な子法人等2社であります。当連結会計年度の連結売上高は181,192百万円、連結当期純利益は638百万円であります。

(6) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	出資比率
	百万円	千株	%
(株)三菱東京UFJ銀行	800	641	2.24
三菱UFJ信託銀行(株)	310	—	—
(株)山梨中央銀行	300	227	0.79

(7) 取締役及び監査役

※取締役 会長	牧 田 昌 明
※取締役 社長 (営業第二本部長)	平 野 章
取締役 常務執行役員 (営業第三本部長)	坂 上 恵 一
取締役 執行役員 (営業第四本部長)	石 野 誠 太 郎
取締役 執行役員 (営業第一本部長)	太 田 禎 一
取締役 執行役員 (管理本部長)	竹 田 洋
常勤 監査役	滝 沢 竣 一
常勤 監査役	小 倉 真 二
監査役	星 川 勇 二

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 監査役 小倉 真氏、同 星川勇二氏は旧商法特例法第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. 取締役兼務者を除く各執行役員は次のとおりであります。
- | | | |
|--------|---------|-----------------|
| 常務執行役員 | 松 本 敬 司 | 仙台支店長 |
| 常務執行役員 | 田 嶋 正 弘 | 社長室長 |
| 執行役員 | 小土井 一 三 | 大阪支店長 |
| 執行役員 | 有 賀 英 樹 | 情報システム室長兼業務企画室長 |
| 執行役員 | 藤 田 国 彦 | 営業開発室長 |
4. 当期中の取締役・監査役の異動

(1) 次のとおり退任いたしました。(平成17年6月29日)

取締役 専務執行役員	粕 川 卓 朗
取締役 常務執行役員	古田中 武 彦
取締役 常務執行役員	高 木 正 浩
取締役 相談役	門 田 晟
取締役 執行役員	田 嶋 正 弘
監査役	竹 内 一 郎

(2) 次のとおり新たに選任されました。(平成17年6月29日)

取締役 常務執行役員	坂 上 恵 一
取締役 執行役員	石 野 誠太郎
取締役 執行役員	太 田 禎 一
取締役 執行役員	竹 田 洋
監 査 役	滝 沢 竣 一

(8) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社及び当社子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
1. 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	21,733千円
2. 上記1.の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の額	21,733千円
3. 上記2.の合計額のうち、当社が対会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	21,733千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、旧商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、3の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

5. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当する事項はありません。

(注) 本営業報告書中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	28,594,863	流動負債	19,661,489
現金預金	5,260,216	支払手形	3,722,725
受取手形	2,178,380	買掛金	7,310,549
売掛金	16,939,408	受託販売	5,605,953
有価証券	2,805,788	短期借入金	1,570,000
商 品	229,613	未 払 金	103,271
前 渡 金	595,882	未払法人税等	345,130
前払費用	72,395	未払費用	34,348
未収入金	65,588	前 受 金	486,547
未収消費税等	20,147	預 り 金	30,382
短期貸付金	250,831	延払条件付販売利益繰延	151,249
繰延税金資産	171,200	賞与引当金	293,100
その他の流動資産	83,134	その他の流動負債	8,230
貸倒引当金	△77,724	固定負債	1,823,716
固定資産	9,201,194	長期借入金	10,000
有形固定資産	2,555,202	退職給付引当金	637,552
リース用資産	145,200	役員退職慰労引当金	149,510
建物	1,416,838	預り保証金	106,538
機械装置	25,998	繰延税金負債	821,468
車両運搬具	3,402	再評価に係る繰延税金負債	95,728
器具備品	30,754	その他の固定負債	2,918
土地	933,007	負債合計	21,485,206
無形固定資産	21,363	資 本 の 部	
地上権	4,697	資本金	3,443,284
電話加入権	1,980	資本剰余金	2,655,431
その他の無形固定資産	14,686	資本準備金	2,655,431
投資その他の資産	6,624,629	利益剰余金	8,571,277
投資有価証券	5,682,350	利益準備金	385,566
子会社株式	106,594	任意積立金	6,973,940
長期貸付金	306,233	別途積立金	6,913,000
固定化営業債権	19,507	圧縮記帳積立金	60,940
その他の投資	542,605	当期末処分利益	1,211,769
前払年金費用	12,580	土地再評価差額金	139,534
その他	2,918	株式等評価差額金	2,022,955
貸倒引当金	△48,161	自己株式	△521,631
資産合計	37,796,057	資本合計	16,310,851
		負債資本合計	37,796,057

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- | | |
|-------------------|-------------|
| 2. 子会社に対する短期金銭債権 | 386,789千円 |
| 3. 子会社に対する短期金銭債務 | 102,974千円 |
| 4. 子会社に対する長期金銭債権 | 199,587千円 |
| 5. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,798,325千円 |
6. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、乗用車、事務用機器の一部についてリース契約により使用しております。
- | | |
|--------------------|----------|
| 7. 担保に供している資産 定期預金 | 20,000千円 |
| 8. 保証債務 | 53,100千円 |
9. 役員退職慰労引当金は旧商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
10. 旧商法施行規則第124条第3号に規定する、時価を付したことにより増加した純資産額は2,022,955千円であります。
11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成14年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法上の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
- 336,714千円

損 益 計 算 書

(自 平成17年4月1日)
(至 平成18年3月31日)

(単位 千円)

科 目		金	額		
経常損益の部	営業損益の部	売上高 売上総原価 売上原価 販売費及び一般管理費 延払条件付販売利益戻入額 延払条件付販売利益繰延額 営業利益	180,630,166 179,509,773 174,874,093 4,635,679 1,067,060		
	営業外損益の部	営業外収益	受取利息 受取配当金 その他の営業外収益	183,228 25,796 102,181 55,250	
		営業外費用	営業外費用 支払利息 その他の営業外費用	 19,512 19,205 307	
		経常利益		1,230,776	
		特別損益の部	特別利益	貸倒引当金戻入益 その他の特別利益	26,309 24,835 1,473
			特別損失	固定資産処分損 関係会社株式評価損 ゴルフ会員権評価損 役員退職慰労金 減損	 59,061 2,391 16,500 1,700 21,966 16,504
			税引前当期純利益		1,198,023
	法人税、住民税及び事業税		556,941		
	法人税等調整額		10,585		
	当期純利益		630,496		
前期繰越利益 中間配当額 当期未処分利益			688,915 107,642 1,211,769		

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社に対する売上高 538,858千円
3. 子会社よりの仕入高 406,106千円
4. 子会社との営業取引以外の取引高 6,005千円
5. 1株当たり当期純利益 22.13円

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

先入先出法による原価法

(2) 有価証券

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(3) デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

リース資産

リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の処分見積額を
残存価額とする定額法

機械装置

法人税法による定率法

建物

車両運搬具

器具備品

無形固定資産

法人税法による定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用
可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、
貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込
額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の
見込額に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金支出に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. その他計算書類等作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

重要な会計方針の変更

当期から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これにより税引前当期純利益が16,504千円減少しております。

利 益 処 分 案

(単位 円)

当 期 未 処 分 利 益	1,211,769,979
圧縮記帳積立金取崩額	614,179
計	1,212,384,158
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 配 当 金 (1株につき5円)	134,508,430
取 締 役 賞 与 金	35,000,000
別 途 積 立 金	200,000,000
次 期 繰 越 利 益	842,875,728
計	1,212,384,158

(注) 1. 平成17年12月9日に107,642,604円(1株につき4円)の中間配当を実施しました。

2. 圧縮記帳積立金取崩額は租税特別措置法の規定に基づくものであります。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月19日

東京産業株式会社
取締役会 御中

(公認会計士武野共同事務所)

公認会計士 安村 長生 ㊤

公認会計士 長谷場 達雄 ㊤

私たちは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、東京産業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第96期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、私たちが必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、私たちの意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 注記の重要な会計方針の変更に記載の通り、当営業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」が適用されることによるものであり、相当と認める。
- (3) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (5) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 公認会計士武野共同事務所は、監査法人設立に伴い平成17年11月10日に廃止しました。

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第96期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、子会社から営業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人である公認会計士安村長生氏及び同長谷場達雄氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月22日

東京産業株式会社監査役会

監査役(常勤) 滝 沢 竣 一 ㊟

監査役(常勤) 小 倉 真 ㊟

監査役 星 川 勇 二 ㊟

(注) 監査役 小倉 真及び同 星川勇二は、株式会社の監査等に関する旧商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	28,908,314	流動負債	19,954,180
現金預金	5,313,933	支払手形及び買掛金	11,044,478
受取手形及び売掛金	19,328,483	受託販売	5,605,953
有価証券	2,805,788	短期借入金	1,570,000
棚卸資産	289,487	未払法人税等	348,847
繰延税金資産	187,492	賞与引当金	309,483
その他	1,068,722	その他	1,075,417
貸倒引当金	△85,593	固定負債	1,837,683
固定資産	9,363,233	長期借入金	10,000
有形固定資産	2,757,898	退職給付引当金	648,741
建物	1,418,227	役員退職慰労引当金	149,510
機械装置及び運搬具	227,444	繰延税金負債	824,246
土地	933,007	再評価に係る繰延税金負債	95,728
その他	179,219	その他	109,457
無形固定資産	22,384	負債合計	21,791,863
地上権	4,697	少数株主持分	
電話加入権	2,767	少数株主持分	67,732
その他の無形固定資産	14,919	資本の部	
投資その他の資産	6,582,950	資本金	3,443,284
投資有価証券	5,751,685	資本剰余金	2,655,431
長期貸付金	291,645	利益剰余金	8,672,378
その他	587,693	土地再評価差額金	139,534
貸倒引当金	△48,074	株式等評価差額金	2,022,955
資産合計	38,271,547	自己株式	△521,631
		資本合計	16,411,952
		負債、少数株主持分及び資本合計	38,271,547

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,632,373千円
3. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、乗用車、事務用機器の一部についてリース契約により使用しております。
4. 担保に供している資産 定期預金 20,000千円
5. 保証債務 53,100千円
6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成14年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法上の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
- 336,714千円

連結損益計算書

(自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日)

(単位 千円)

科 目		金	額
経常損益の部	営業売上高		181,192,588
	売上総原価		180,067,028
	売上原価	175,173,716	
	販売費及び一般管理費	4,893,312	
	延払条件付販売利益戻入額		40,926
	延払条件付販売利益繰延額		94,748
	営業利益		1,071,738
営業外損益の部	営業外収益		182,984
	受取利息	25,056	
	受取配当金	99,451	
	その他の営業外収益	58,477	
	営業外費用		19,512
	支払利息	19,205	
	その他の営業外費用	307	
	経常利益		1,235,210
特別損益の部	特別利益		46,714
	貸倒引当金戻入益	25,847	
	固定資産売却益	19,394	
	その他の特別利益	1,473	
	特別損失		56,670
	関係会社株式評価損	16,500	
	ゴルフ会員権評価損	1,700	
	役員退職慰労金	21,966	
	減損損失	16,504	
	税金等調整前当期純利益		1,225,255
	法人税、住民税及び事業税		570,235
	法人税等調整額		11,617
	少数株主損益		5,367
	当期純利益		638,034

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益 22.38円

重要な会計方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結の子法人等の数 2社

鈴鹿建機㈱、東菱アット㈱

非連結子法人等名

トウキョウサンギョウシンガポール、テス（ユーエスエー）コーポレーション、
東京産業不動産㈱

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子法人等はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため
あります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子法人等及び関連会社はありません。

(2) 持分法適用していない非連結子法人等及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

先入先出法による原価法

(2) 有価証券

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(3) デリバティブ

時価法

5. 固定資産の減価償却の方法

リース資産

リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の処分見積額を残存価額とする定額法

機械装置

法人税法による定率法

建物

車両運搬具

器具備品

無形固定資産

法人税法による定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

6. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金支出に備えるため、内規による連結会計年度末要支給額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約をヘッジ手段とし、外貨建予定取引をヘッジ対象としております。

(3) ヘッジ方針

社内規定である「商品取引規定」に基づき為替変動リスクをヘッジしております。

9. その他連結計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

10. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

11. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これにより税金等調整前当期純利益が16,504千円減少しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月19日

東京産業株式会社
取締役会 御中

(公認会計士武野共同事務所)

公認会計士 安村 長生 ㊞

公認会計士 長谷場 達雄 ㊞

私たちは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、東京産業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第96期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、私たちが必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、私たちは、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い東京産業株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

なお、注記の重要な会計方針の変更に記載の通り、当営業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」が適用されることによるものであり、相当と認める。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 公認会計士武野共同事務所は、監査法人設立に伴い平成17年11月10日に廃止しました。

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第96期営業年度の連結貸借対照表及び連結損益計算書（以下「連結計算書類」という）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人である公認会計士安村長生氏及び同長谷場達雄氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月22日

東京産業株式会社監査役会

監査役(常勤) 滝 沢 竣 一 ㊟

監査役(常勤) 小 倉 真 ㊟

監査役 星 川 勇 二 ㊟

(注) 監査役 小倉 真及び同 星川勇二は、株式会社の監査等に関する旧商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 53,276個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第96期利益処分案承認の件

議案の内容は添付書類（17頁）に記載のとおりであります。利益処分につきましては、株主の皆様へ安定した配当を継続していくとともに、財務体質の強化と今後の事業展開を勘案いたしまして内部留保にも努めてまいり所存であります。

当期の配当金につきましては、前期同様1株当たり5円とさせていただきますと存じます。

これにより、すでに実施しております中間配当（1株につき4円）を加えました年間配当金は、1株につき9円となります。

また、取締役賞与につきましては、当期の業績を考慮し、取締役6名に対し、35百万円支給させていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を下記のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

「会社法（平成17年法律第86号）」および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）」が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、より効率的かつ機動的な経営を行っていくことを目的とした規定の新設を行うもので、その主な内容は次のとおりであります。

- ①取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を当社の機関に置く旨の規定（変更案第4条）
- ②株券を発行する旨の規定（変更案第7条）
- ③単元未満株式の権利に関する規定および買増しに関する規定（変更案第9条、同第10条）
- ④取締役、監査役および会計監査人の報酬等に関する規定（変更案第24条、同第34条、同第38条）
- ⑤取締役会の決議について、書面または電磁的記録により可能となる旨の規定（変更案第28条）

その他、必要な規定の新設または削除、用語、引用条文および字句の修正等、定款全般にわたり、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分です。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は東京産業株式会社と称し 英文ではTOKYO SANGYO O C O., L T D. と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は次の事業及びこれに関連 する事業を営むことを目的とす る。</p> <p>1. 次の品目に係る国内販売及び輸出入並 びにその業務代行</p> <p>(1) 船舶 航空機 車輛</p> <p>(2) 機械器具</p> <p>(3) 金属資材及び製品 土木建築資材 木製品 燃料及び礦油 油脂 肥料 薬品 繊維製品 紙類 食糧品 日 用品 雑貨</p> <p>2. 船舶、航空機、車輛、機械器具類の賃 貸借及び管理業</p> <p>3. 工事請負、建築物の設計及び監理業</p> <p>4. 陸上及び海上運送業務並びにその代理 業</p> <p>5. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保 障法に基づく保険代理業</p> <p>6. 自社不動産の賃貸及び管理業</p> <p>7. 工業所有権、ノウハウ、システム技術 その他ソフトウェアの取得、企画開発 及び販売業</p> <p>8. 医療用具の販売及び賃貸業</p> <p>9. 産業廃棄物の収集、運搬及び処分業</p> <p>10. 温室効果ガス排出権売買取引の仲介</p> <p>11. 建物及び車輛内外の保守管理清掃業務</p> <p>12. 前記各号に関連する一切の事業</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行通り)</p> <p>(目的) 第 2 条 (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店) 第3条 当社は本店を<u>東京都港区</u>内に置く。 (新設)</p> <p>(<u>公告の方法</u>) 第4条 公告は東京都内において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式 (<u>発行株式の総数</u>) 第5条 当社の発行する株式の総数は6,400万株とする。 <u>但し、株式の消却が行なわれた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u> (新設)</p> <p>(<u>1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行</u>) 第6条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は500株とする。 <u>1単元未満の株式</u>(以下「<u>単元未満株式</u>」という)について株券を発行しない。 但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(本店) 第3条 当社は本店を<u>東京都千代田区</u>内に置く。</p> <p>(<u>機関</u>) 第4条 当社は、次の機関を置く。 <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u> (<u>公告方法</u>) 第5条 公告は東京都内において発行する日本経済新聞に掲載する<u>方法により行なう。</u></p> <p>第2章 株 式 (<u>発行可能株式総数</u>) 第6条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は6,400万株とする。</p> <p>(<u>株券の発行</u>) 第7条 当社は株式に係る株券を発行する。 (<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>) 第8条 当社の<u>単元株式数</u>は500株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第8条</u> <u>株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い並びに手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第9条</u> <u>当社は株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定しこれを公告する。</u> <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、株券喪失登録その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(第11条に移設)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条</u> <u>当社は株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>②<u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>③<u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第10条</u> 当社は<u>毎決算期末現在の株主名簿に記載又は記録されている株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもってその<u>決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>前項の外、必要ある場合にはあらかじめ公告して一定の日における株主名簿に記載されている株主又は登録質権者をもってその権利を行使すべき株主又は登録質権者とすることができる。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第11条</u> 当社は<u>取締役会決議を以て自己株式を買受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p><u>第12条</u> 定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</p> <p>(議長)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の議長は取締役社長これに当る。</p> <p>取締役社長差支えあるときは取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p>	<p>(基準日)</p> <p><u>第13条</u> 当社は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された<u>議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>②前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、<u>会社法第165条第 2 項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第15条</u> 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。</p> <p>(議長)</p> <p><u>第16条</u> (現行通り)</p> <p><u>②取締役社長差支えあるときは取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p><u>第14条</u> 総会の決議は法令又は定款に別段の定めある場合を除く外出席した株主の議決権の過半数を以てこれを決する。 商法第343条の定めによる特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の3分の2以上をもってこれを<u>行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条</u> 株主は議決権を有する他の出席株主を代理人として議決権を行使することが出来る。 但しその代理人は総会毎に代理権を証する書面を差出さなければならぬ。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会の議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し議長並びに出席した取締役が記名捺印してこれを10年間本店にその謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(定員)</p> <p><u>第17条</u> 当会社に取締役12名以内を置く。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数を<u>もって行なう。</u></p> <p>②<u>会社法第309条第2項に定める決議</u>は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を<u>もって行なう。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 株主は<u>当会社</u>の議決権を有する他の<u>株主1名</u>を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p>②<u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p><u>第19条</u> 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果、その他法令で定める事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第20条</u> 当会社の取締役は12名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任)</p> <p>第18条 <u>取締役は株主総会でこれを選任する。</u> <u>前項の選任については総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要し累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第19条 <u>取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時を以て終了する。</u> <u>補欠又は増員によって就任したる取締役の任期は他の在任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(代表及び役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会の決議により当会社に取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役及び常務取締役若干名を置き代表取締役を定める。</u> <u>但し取締役会長、取締役副社長及び専務取締役を欠員となすことが出来る。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第21条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>②<u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>③<u>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第22条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>②<u>補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 <u>代表取締役は取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>②<u>取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(相談役及び顧問)</p> <p>第21条 取締役会の決議を以て相談役及び顧問を置くことが出来る。 相談役及び顧問は取締役会の求めに応じこれに出席し意見を陳述することが出来る。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第22条 取締役は取締役会を組織し当会社の業務執行を決定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(招集及び議長)</p> <p>第23条 <u>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長これを招集しその議長となる。</u> <u>但し</u>取締役会長差支えあるとき又は欠員のときは取締役社長これに代り、取締役社長差支えあるときは取締役会で予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第24条</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第25条</u> <u>取締役会に関する事項は、法令または、本定款のほか取締役会において定める取代会規則による。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第26条</u> <u>取締役会は取締役会長が招集し議長となる。</u></p> <p>②取締役会長差支えあるとき又は欠員のときは取締役社長これに代り、取締役社長差支えあるときは取締役会で予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(通知)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会の招集の通知は各取締役及び各監査役に対し、会日の<u>少なくとも3日前</u>に発する。 <u>但し、緊急の場合はこれを短縮することが出来る。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(定員)</p> <p><u>第25条</u> 当会社に監査役4名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p><u>第26条</u> 監査役は株主総会でこれを選任する。 <u>前項の選任については総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。</u></p>	<p>(取締役会の招集手続)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前<u>までに</u>発する。</p> <p><u>②取締役会は取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p><u>第28条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。</p> <p><u>②当社は取締役会の決議事項について取締役（当該決議について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときは、この限りでない。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第29条</u> 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第30条</u> 監査役は株主総会の決議によって選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(補欠監査役の選任)</p> <p><u>第27条</u> 当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者を選任することが出来る。</p> <p><u>補欠監査役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。</u></p> <p><u>補欠者の選任の効力は選任後、最初に到来する決算期に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第28条</u> 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時を以て終了する。</p> <p><u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役及び補欠者が監査役に就任した場合の任期は退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第29条</u> 監査役はその互選により常勤監査役を定める。</p>	<p><u>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第31条</u> 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(第33条に移設)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第30条</u> 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の<u>少くとも</u>3日前までに発する。 <u>但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会の招集手続)</p> <p><u>第32条</u> 監査役会の招集通知は各監査役に対して、会日の3日前までに発する。</p> <p><u>②監査役会の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第33条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第34条</u> 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p><u>第35条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p><u>第6章 会計監査人</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第36条</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第37条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>②前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第38条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(決算期)</p> <p><u>第31条</u> 当社の<u>営業期間</u>は毎年4月1日から翌年3月31日迄として<u>営業期末に決算を行う。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p><u>第32条</u> 利益配当金は<u>毎決算期末現在の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第33条</u> 当社は毎年9月末日現在の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者に対し、取締役会の決議により<u>商法第293条の5に定める金銭の分配（以下中間配当金という。）</u>をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第34条</u> 利益配当金及び中間配当金が支払開始日より満3年以内に受領されないときは、当社は支払いの義務を免れる。 未払の<u>利益配当金及び中間配当金</u>には利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第39条</u> 当社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第40条</u> 剰余金の配当は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者</u>に対して行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第41条</u> 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>中間配当を行なうことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p><u>第42条</u> 剰余金の配当金（中間配当金を含む）は、<u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>②未払の剰余金の配当金には利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第3条</u>（本店）の変更は、取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。 尚、本附則は本店移転の効力発生日経過後、削除する。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、鈴 康人氏は監査役小倉 真氏および星川勇二氏の補欠、森 多久磨氏は監査役滝沢竣一氏の補欠であります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社株式数
1	鈴 康人 (昭和21年6月20日生)	昭和45年4月 大阪酸素工業株式会社入社 (現ジャパン・エア・ガシズ 株)入社 平成3年7月 井上金属工業株式会社入社 平成18年4月 同社監査室監査人(副室長) 現在に至る	0株
2	森 多久磨 (昭和13年12月19日生)	昭和37年4月 当社入社 平成9年6月 当社取締役経理部長 平成13年6月 当社取締役総務部長 平成15年6月 当社顧問 平成16年6月 当社補欠監査役 現在に至る	10,000株

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴 康人氏は、「株式会社の監査等に関する旧商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の要件を満たしております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります公認会計士安村長生氏および公認会計士長谷場達雄氏は、昭和62年6月26日開催の第77回定時株主総会において選任され、今日に至っておりますが、平成17年11月10日に長谷場達雄氏が代表権を持つ監査法人を設立させたこと及び、公認会計士安村長生氏の退任に伴い、本定時株主総会において当監査法人を会計監査人として選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

1. 名 称 養和監査法人
2. 主たる事務所 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
3. 代表社員 長谷場 達 雄
代表社員 金 子 重 人
4. 沿 革 平成17年11月10日設立

なお、会計監査人 公認会計士安村長生氏は第96期営業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）の監査業務終了をもって辞任されますので、併せてご報告申し上げます。

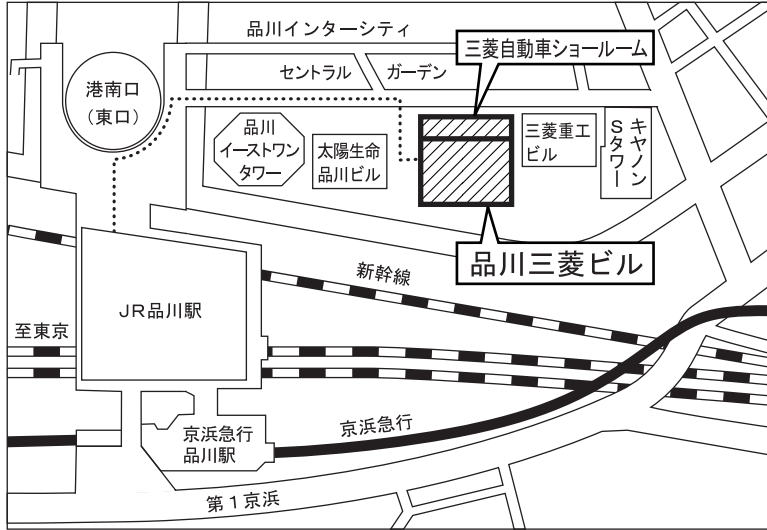
以 上

メ モ 欄

メ モ 欄

定時株主総会会場ご案内図

東京都港区港南二丁目16番4号
品川三菱ビル9階



品川三菱ビル2階のビル総合受付にて受付を済ませた後、
低層階用エレベーターにて9階当社受付までお越し下さい。